

第1部 鳥取県の環境の概要

第1章 自然環境の概要

今日、自然環境の保全は、我が国だけでなく全世界の問題となっている。生産技術の急速な進歩に伴って経済が飛躍的に発展した反面、自然は破壊され、環境の汚染は拡大されてきた。特に我が国は、狭少な国土の中で、高密度の社会、経済活動が行われてきた結果、都市近郊の緑をはじめ、わずかに残されている原生林なども破壊の危機に立たされている。

こうした一般的な傾向にもかかわらず、本県の自然はまだ豊かで優れた部分を多く残している。昭和54年度に環境庁が実施した自然環境保全基礎調査によると、本県では、地勢や立地条件の制約などにより、従来、主たる経済基盤を農業においてきたため、幸いに自然環境の破壊はさして被らず今日に至っている。したがって、山林地域はいうに及ばず、市街地周辺においても緑が広がり、優れた社叢や森林が多数残存している。このことは、市街地、農耕地等の県土に占める比率25.3%に対し、森林、原野の占有率は74.7%に及ぶことをみてもよく分かる。

一方、海域においても、130キメートルに及ぶ海岸線のうち、人為の加わらない自然海岸は、63.7%もあり、しかも、水質汚濁の指標である透明度、化学的酸素要求量は、ともに我が国の海域平均を上回り、ほとんど汚濁のない最高の自然度を示している。

本県のこの良好な自然環境は、県民はもとより、広く全国民に活用されているところであるか、それだけに、投機的な開発の対象とされるおそれをはらんでいるといえよう。

県は、このように豊かで貴重な自然を保全するとともにこの活用を図り 県民すべてが自然の尊さを認識し、自然の恩恵を永久に享受可能ならしめるための各種の施策を総合的 計画的に推進している。

第2章 公害の概要

1 大気汚染

大気汚染原因物質のうち、現在、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5物質について環境基準が定められているが、県が実施している大気汚染物質常時監視測定結果では、経年的にみて、ほぼ環境基準を達成しており、本県の大気は清浄であるといえる。

一方、自動車排出ガスについては、毎年状況調査を行っているが、現時点では問題になるほどの汚染濃度には至っていない。

2 公共用水域の水質

公共用水域の水質の現状は、下記のとおりである。

〔健康項目：カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB〕

県下の千代川等34河川、湖山池等4湖沼、美保湾及び日本海沿岸の2海域の水質調査結果では、すべて環境基準に適合している。

〔生活環境項目：BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）等〕

一級河川・千代川、天神川、日野川については、おおむね下流部は環境基準類型A（BOD $2\text{mg}/\ell$ 以下）、上流部は環境基準類型AA（BOD $1\text{mg}/\ell$ 以下）に適合しており清浄な水質を維持している。

二級河川・BODについてみると、類型相当AA～Cに相当しており 一部を除きおおむね清浄な水質である。

都市河川・BODについてみると、旧袋川（河川類型B～E以下相当）、玉川（河川類型AA～E以下相当）及び旧加茂川（河川類型E～E以下相当）は、玉川上流部を除きいずれも汚濁しているか特に一部の水域では著しく汚濁している。

湖 沼・CODについてみると、中海（湖沼類型A～C相当）、湖山池（湖沼類型C～C以下相当）、東郷池（湖沼類型B～C相当）はいずれも湖沼類型Aの環境基準に適合していない。又多鯉ヶ池は湖沼類型A～Bに相当している。

海 域・CODについてみると、美保湾（海域類型A～B相当）及び日本海沿岸海域（海域類型A相当）とも清浄な水質を維持している。

（環境基準類型については、57ページ表50、60ページ表52参照）

3 騒 音

騒音については、金属、機械、木材加工工場等から発生する騒音、飲食店営業に伴うカフオによる騒音及びクーラー等の生活騒音が主要な発生源となっており、公害苦情も例年かなりみられる。

このほか、一部地域では、大型自動車走行に伴う騒音が問題になっている。

なお、騒音については、県下4市2町1村について規制地域の指定を行っている。

4 振 動

振動については、大型車走行に伴う道路交通振動が主要な発生源となっている。

振動規制については、県下4市1町について規制地域の指定を行っている。

5 悪 臭

悪臭については、畜産業、魚腸骨処理場、ルプ製造業、塗装工場、し尿処理施設等が主要な発生源となっている。

悪臭規制については、県下4市21町3村について規制地域の指定を行っている。

6 地 盤 沈 下

県内の地盤沈下は鳥取市の市街地にみられる。

昭和62年度の測量によると、沈下量の最大は鳥取市秋里（因幡浄苑）1.30cm/年で、市の南部に行くに従って減少している。

7 そのほかの環境汚染物質

(1) 休廃止鉱山の重金属

農用地の汚染原因となる物質として、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では、カドミウム、銅、ヒ素の3物質が定められている。

県内では、このうち銅により汚染された農用地として、岩美鉱山下流の小田川流域534haを農用地土壤汚染対策地域として、昭和61年2月指定し、昭和62年度から公害防除特別土地改良事業に着手した。

(2) 水銀等重金属類の汚染状況

ア 土壤、農作物調査

岩美郡岩美町小田川流域の水田に対し、玄米中のカドミウム含有量（17地点）の調査を行った。

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に定める農用地土壤汚染対策地域の指定要件（玄米中のカドミウム含有量1mg/kg）を上回るものはなかった。

イ 魚介類調査

県内産及び県外産の魚介類について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（0.4mg/kg）を下回っている。

(3) PCBの汚染状況

食品（魚介類、肉、卵）について調査を行ったが、いずれも暫定的規制値を下回っている。